

# 「年間の包括的利用許諾契約」について

継続的に演奏会、レビューショー、アイススケートショー、舞踊発表会等を開催される皆さまが、あらかじめ「年間の包括的利用許諾契約」を JASRAC と締結することにより、利用許諾手続が簡便になるほか、総入場料算定基準額の取扱いが以下のとおり減額となります。

## 例えば…、《公演 1 回ごとの使用料の場合》

### ①コンサート ～入場料 1,000 円、会場の定員数 400 名の場合～

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×80%)×5%+消費税相当額=17,280 円 \*1

年間の包括的利用許諾契約を締結すると、

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×50%)×5%+消費税相当額=10,800 円 \*1

\*1 入場料がない場合や、上記計算による額が「定員数×5 円」もしくは「2,500 円」を下回る場合には適用されません。

### ②レビューショー ～入場料 1,000 円、会場の定員数 400 名の場合～

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×80%)×4%<sup>\*2</sup>+消費税相当額=13,824 円 \*3

年間の包括的利用許諾契約を締結すると、

総入場料算定基準額(1,000 円×400 名×50%)×4%<sup>\*2</sup>+消費税相当額=8,640 円 \*3

\*2 2018 年 4 月 1 日以降に開催される場合に適用される使用料率です。

\*3 入場料がない場合や、上記計算による額が「定員数×4 円」もしくは「2,000 円」を下回る場合には適用されません。

## 《ご契約条件》

- ① 演奏会やレビューショー等の催物を継続して開催される法人又は個人
- ② 過去に開催された催物において JASRAC に申請漏れがなく、かつ使用料の未払いのない法人又は個人

\* 契約保証金の納付、連帯保証人の署名押印、実印の押印、印鑑証明や、法人謄本等のご提出をお願いすることがあります

## 《お申込み方法》

以下いずれかの方法でお申込みください

- ① インターネット(JASRAC オンラインライセンス窓口)からのお申込手続き  
JASRAC オンラインライセンス窓口【J-OPUS】<http://www.jasrac.or.jp/>
- ② 管轄支部に連絡し、「包括的利用許諾契約申込書」の郵送を依頼

## 《契約でお守りいただくこと》

- ① 催物の開催月の前月 15 日までに「催物予定報告書」および「演奏利用明細書」に必要事項を記入し、チラシなどと一緒に担当支部にご提出ください

\* 演奏曲目が未定な場合、「演奏利用明細書」は、催物の開催日の 5 日後までにプログラムと合せて担当支部にご提出ください

- ② 「催物予定報告書」「演奏利用明細書」の内容に基づき、使用料を算出し、請求書を発行いたしますので、請求書記載の期日までに使用料をお支払いください

\* 催物予定報告書のご提出やお支払いに遅滞が生じる等、契約条項に違反する場合は、本契約の解除や、20%相当の違約金をご請求する場合がありますので、予めご了承ください